

茨城県農業共済組合連合会会議室及び駐車場使用規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県農業共済組合連合会（以下、「連合会」という。）の会議室及び駐車場の使用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び使用日)

第2条 会議室又は、駐車場の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 会議場又は、駐車場の使用日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、茨城県農業共済組合連合会長（以下「会長」という。）が、特に必要があると認めるときは、使用時間及び使用日を変更することができる。

(使用許可の申請等)

第3条 会議室又は、駐車場の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に定める受付期間内及び受付時間内に使用許可申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 受付期間 使用日の3月前の日の属する月の初日から当該使用日の7日前まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

2 会長は、前項の規定による申請を許可するときは、使用許可書（様式第2号）を交付し、許可をしないときは、その旨を申請者に通知する。

(使用の不許可)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 危険又は他人の迷惑となる恐れがあるとき
- (3) 会議室及び駐車場の管理上支障があると認めるとき
- (4) 自らが反社会的勢力又は、反社会的勢力と関係のある者であるとき
- (5) 政治的中立性を害する恐れがあるとき
- (6) 連合会の業務に支障があるとき

(使用の許可の取消し等)

第5条 会長は、第3条第2項の規定により会議室又は、駐車場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、許可の内容若しくは条件を変更し、又は会議室又は、駐車場からの退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害し、又はその恐れがあるとき

- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき
- (3) 第4条の各号のいずれかに該当すると認められたとき
- (4) 使用許可を受けた目的と異なる使用をするとき
- (5) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき
- (6) 会議室又は、駐車場の管理上支障があるとき
- (7) 自らが反社会的勢力又は、反社会的勢力と関係のある者であることが明らかになったとき
- (8) 政治的中立性を害する恐れがあることが明らかになったとき
- (9) 第16条の各号に掲げる事項を遵守しないとき
- (10) 連合会の業務に著しい支障が生じるとき

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用日までに使用料を納付しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第7条 会長は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除又は減額することができる。

- (1) 会員が業務のために使用するとき
- (2) 公共団体等が業務のために使用するとき
- (3) 災害その他緊急でやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が特に必要があると認めるとき

(使用者からの取消し)

第8条 使用者が、使用を取り消すときは、使用日の5日前までに会長に通知しなければならない。

2 前項の通知を怠った場合において使用料が未納のときは、その使用料を納付しなければならない。

(使用等の打合せ)

第9条 使用者は、会議室及び駐車場の使用等について、使用日の5日前までに会議室及び駐車場の管理に当たる連合会職員（以下「職員」という。）と打合せをしなければならない。

(使用前の準備)

第10条 使用者は、催事に人員が必要なときは、使用者側で手配をしなければならない。

2 会議室及び駐車場を使用するにあたり、官公庁に届出が必要な場合は、事前に職員に報

告の上、使用者の責任において行わなければならない。

(職員の指示)

第 11 条 使用者は、会議室又は、駐車場の使用等についてすべて職員の指示に従わなければならない。

2 職員は、第 5 条各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、直ちに使用者に対し、必要な措置を取るべきことを指示することができる。

(職員の立入り)

第 12 条 使用者は、職員が会議室及び駐車場の管理のため、その使用に係る会議室又は、駐車場等に立ち入る場合はこれを拒むことができない。

(施設の破損等の届出)

第 13 条 使用者は、会議室及び駐車場の施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、その使用を終了したとき又は使用を停止させられたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、職員の点検を受け、引継ぎをしなければならない。

(駐車場)

第 15 条 会議室使用に伴い本館前駐車場を使用するときは、使用許可申請書(様式第 1 号)にその使用を明記しなければならない。

(遵守事項)

第 16 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気を使用しないこと
- (2) 許可を得ないで会議室及び駐車場において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと
- (3) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと
- (4) 使用を許可した以外の場所へみだりに立ち入ったり、又は使用を許可した以外の附属設備、器具等を使用しないこと
- (5) 収容定員を超えて入室させないこと
- (6) 許可を得ないで物の配布、壁面への張り紙等をしないこと
- (7) 事前に避難口を確認し、入場者全員に避難方法を知らせ、万一の場合は速やかに入場者の避難誘導にあたること
- (8) その他会長の指示に従うこと

(損害賠償)

第 17 条 使用者は、故意又は過失により会議室及び駐車場の施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

〈別表〉 利用料金

会議室使用料

会議室	定員	午前 8時30分～12時	午後 13時～17時	全日 8時30分～17時
会議室A (105 m ²)	45名程度	7,000円	7,000円	9,000円
会議室B (77 m ²)	35名程度	6,000円	6,000円	8,000円
会議室A+B (182 m ²)	80名程度	12,000円	12,000円	16,000円

※会議室使用に伴う本館前駐車場利用料金を含む。

附帯設備

会議室	設 備
会議室A	ホワイトボード／演台（大）H1.0m×W1.2m／演台（小）H1.1m×W0.5m ／プロジェクター／DVDプレーヤー／CDプレーヤー／カセットデッキ ／スクリーン H1.5m×W2.0m /マイク（有線2）（ワイヤレス2） ／マイクスタンド 長1 短2
会議室B	ホワイトボード／演台（大）H1.0m×W1.2m／演台（小）H1.1m×W0.5m

駐車場

駐車場	駐車台数	午前 8時30分～12時	午後 13時～17時	全日 8時30分～17時
駐車場A (599 m ²)	22台	3,000円	3,000円	5,000円
駐車場B (2,500 m ²)	78台	6,000円	6,000円	10,000円

減免率

減免事由	減免率
会員が業務のために使用するとき	100%
公共団体等が業務のために使用するとき	50%
災害その他緊急でやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき	100%
その他	会長が定める

(様式第1号)

使用許可申請書

令和 年 月 日

茨城県農業共済組合連合会長 殿

申請者 住所
団体名
代表者氏名 ⑩
電 話 担当者

茨城県農業共済組合連合会会議室及び駐車場使用規程を遵守し、下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで 日間				
使用目的	会議 講演会 研修会 (※○で囲む) その他 ()				
会議の名称	※電光掲示板に表示 (開始時間 時 分～)				
種類	使用料	使用人員	駐車場利用台数	設営方法	備考
会議室A	円	人	台		本館前駐車場利用 有・無
会議室B					本館前駐車場利用 有・無
会議室A+B					本館前駐車場利用 有・無
駐車場A					
駐車場B					
合計	円	人	台		
使用する附属設備	マイク ()本 / スタンド 長 ()本 短 ()本 プロジェクター (要・不要) / スクリーン (要・不要) 演台大 (要・不要) / 演台小 (要・不要) / ホワイトボード () 枚 受付用 机 () 台 / イス () 脚				
その他必要事項					

(様式第2号)

使用許可書

令和 年 月 日

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電 話 担当者

茨城県農業共済組合連合会長 印

下記のとおり使用することを許可します。

記

使用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで 日間
使用目的	会議 講演会 研修会 (※○で囲む) その他 ()
会議の名称	※電光掲示板に表示 (開始時間 時 分～)
使用会議室及 び駐車場	